

半 期 報 告 書

(第89期中) 自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

株式会社池田泉州銀行
(旧会社名 株式会社池田銀行)

第89期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社池田泉州銀行
(旧会社名 株式会社池田銀行)

目 次

頁

第89期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	27
1 【主要な設備の状況】	27
2 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【株価の推移】	32
3 【役員の状況】	33
第5 【経理の状況】	34
1 【中間連結財務諸表等】	35
2 【中間財務諸表等】	93
第6 【提出会社の参考情報】	113
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	114

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【中間会計期間】	第89期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社池田泉州銀行 (旧会社名 株式会社池田銀行)
【英訳名】	The Senshu Ikeda Bank, Ltd. (旧英訳名 The Bank of Ikeda, Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役頭取兼CEO 服部 盛隆
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
【電話番号】	大阪(06)6375局1005番
【事務連絡者氏名】	取締役 企画部長 田原 彰
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 株式会社池田泉州銀行 企画部
【電話番号】	大阪(06)6375局3595番
【事務連絡者氏名】	取締役 企画部長 田原 彰
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

(注) 当行は、平成22年5月1日に株式会社泉州銀行と合併し(存続会社は当行)会社名を「株式会社池田泉州銀行」、英訳名を「The Senshu Ikeda Bank, Ltd.」に変更し、本店所在地を大阪府池田市城南2丁目1番11号から上記に移転しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度中間	平成21年度中間	平成22年度中間	平成20年度	平成21年度
		連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	（自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日）
連結経常収益	百万円	40,325	33,198	60,185	83,201	66,151
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,372	5,786	4,671	△34,736	6,413
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△1,747	6,416	5,259	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△37,453	7,373
連結純資産額	百万円	58,116	67,883	179,304	57,589	85,149
連結総資産額	百万円	2,562,324	2,648,660	4,867,032	2,550,017	2,689,604
1株当たり純資産額	円	1,046.85	463.88	3,462.73	65.99	755.66
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△67.49	247.85	147.79	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△1,446.51	188.46
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	240.90	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	186.89
自己資本比率	%	2.22	2.52	3.66	2.22	3.13
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.21	9.82	10.12	9.39	10.42
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△85,043	149,334	△105,545	△64,195	186,798
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	97,553	△159,087	78,822	72,671	△184,748
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12	△7,342	△5,763	17,987	△185
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	56,307	53,170	73,426	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	70,269	72,139
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,321 〔531〕	1,457 〔507〕	3,201 〔1,419〕	1,294 〔531〕	1,581 〔781〕

- (注) 1 平成21年度以前の計数については、合併前の当行の計数を記載しており、合併前の株式会社泉州銀行の計数を合算しておりません。なお、平成22年度中間連結会計期間の計数については、平成22年4月1日より企業結合したものとみなして作成しております。(以下、当半期報告書において同様であります。)
- 2 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第87期中	第88期中	第89期中	第87期	第88期					
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月					
経常収益	百万円	37,010	29,797	50,200	76,682	58,722					
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△1,415	5,787	3,854	△34,150	5,935					
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△1,544	6,422	4,209	—	—					
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△37,234	7,104					
資本金	百万円	64,365	39,630	50,710	76,865	50,710					
発行済株式総数	千株	普通株式	25,927	普通株式	25,889	普通株式	35,587	普通株式	25,927	普通株式	35,587
		第一種優先株式	6,000	第一種優先株式	6,000	第一種優先株式	6,000	第一種優先株式	6,000	第一種優先株式	6,000
		第二種優先株式	6,250	第二種優先株式	6,250	第二種優先株式	6,250	第二種優先株式	6,250	第二種優先株式	6,250
純資産額	百万円	56,948	66,872	177,068	56,567	84,045					
総資産額	百万円	2,541,103	2,630,935	4,857,178	2,529,655	2,674,747					
預金残高	百万円	2,241,877	2,316,549	4,288,432	2,253,735	2,314,245					
貸出金残高	百万円	1,618,738	1,662,216	3,481,542	1,665,625	1,670,505					
有価証券残高	百万円	640,450	814,569	1,166,448	646,566	830,784					
1株当たり配当額	円	普通株式	—	普通株式	—	普通株式	—	普通株式	—	普通株式	93
		第一種優先株式	—	第一種優先株式	—	第一種優先株式	—	第一種優先株式	—	第一種優先株式	196
		第二種優先株式	—	第二種優先株式	—	第二種優先株式	—	第二種優先株式	—	第二種優先株式	204.5
自己資本比率	%	2.24	2.54	3.64	2.23	3.14					
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.32	9.96	10.14	9.55	10.42					
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,267 [520]	1,403 [495]	2,921 [981]	1,240 [519]	1,378 [486]					

(注) 1 平成22年3月以前の計数については、合併前の当行の計数を記載しており、合併前の株式会社泉州銀行の計数を合算していません。なお、平成22年9月の計数については、合併までの株式会社泉州銀行の計数を合算していません。(以下、当半期報告書において同様であります。)

2 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

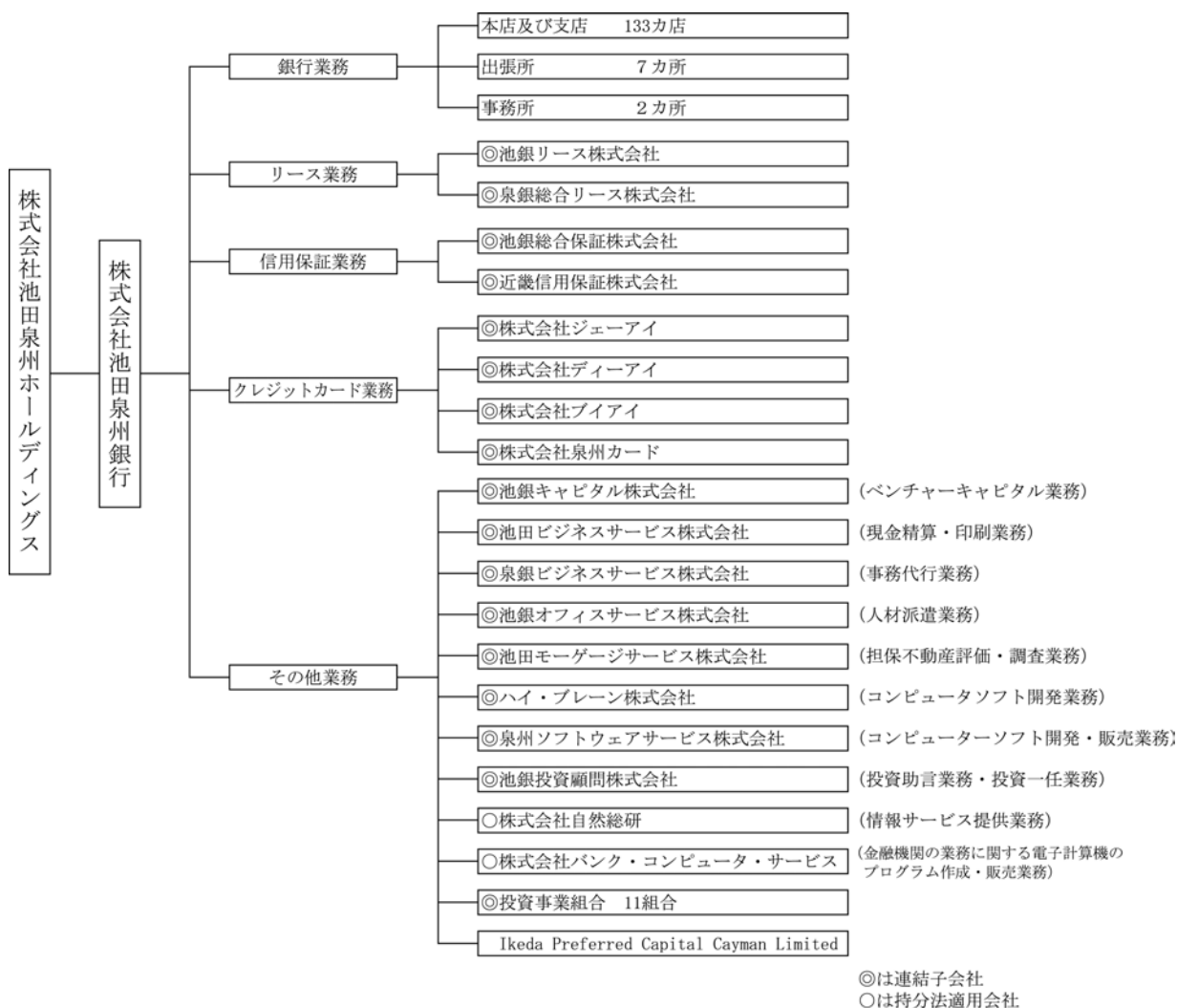
3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

なお、当中間連結会計期間において、当行と株式会社泉州銀行が合併したため、合併後の事業系統図は、以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行と株式会社泉州銀行が合併したことにより、新たに提出会社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有 (%)	当行との関係内容				
					役員 の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
泉銀総合リース株式会社	大阪府岸和田市	120	リース業務	41.21 (36.34) [—]	3 (-)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係	—	—
近畿信用保証株式会社	大阪府貝塚市	6,400	住宅ローン等の 信用保証業務	100.00 (—) [—]	3 (-)	—	保証取引関係 預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	—
株式会社泉州カード	大阪府岸和田市	30	クレジットカード 業務	85.00 (—) [—]	1 (-)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
泉銀ビジネスサービス株式会社	堺市堺区	30	事務代行業務	100.00 (—) [—]	2 (-)	—	業務受託関係 預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	—
泉州ソフトウェアサービス株式会社	大阪府泉佐野市	30	コンピュータソフト 開発・販売業務	85.00 (80.00) [—]	3 (-)	—	業務受託関係 預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	—
J S企業育成ファンド投資事業 有限責任組合	東京都千代田区	400	投資事業有限責任 組合	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連 会社)									
株式会社バンク・コンピュー タ・サービス	大阪府泉佐野市	400	金融機関の業務に 関する電子計算機 のプログラム作成、 販売業務	45.00 (—) [—]	3 (2)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 業務受託関係	当行より建物 の一部賃借	—

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、近畿信用保証株式会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

3 「当行との関係内容」の「役員
の
兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	信用保証業務	クレジット カード業務	その他業務	合計
従業員数(人)	2,921 [981]	22 [9]	33 [38]	38 [10]	187 [381]	3,201 [1,419]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 1,411人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行グループは、セグメント情報を記載していないため、事業の種類別の従業員数を記載しております。
4 従業員数は、執行役員を含んでおりません。
5 従業員数が当中間連結会計期間において、1,620名増加しておりますが、主として平成22年5月1日付で当行と株式会社泉州銀行が合併したことによるものです。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,921 [981]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員980人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、池田泉州銀行職員組合と池田泉州銀行従業員組合の2つがあり、組合員数は池田泉州銀行職員組合2,466人、池田泉州銀行従業員組合1人であります。双方の組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。
4 従業員数には、執行役員20人を含んでおりません。
5 従業員数が当中間会計期間において、1,543名増加しておりますが、主として平成22年5月1日付で当行と株式会社泉州銀行が合併したことによるものです。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間の経常収益は、前中間連結会計期間比269億87百万円増加して601億85百万円となりました。経常費用は、前中間連結会計期間比281億3百万円増加して555億14百万円となりました。この結果、経常利益は、46億71百万円となり、前中間連結会計期間比11億15百万円の減少となりました。また、中間純利益は、52億59百万円となり、前中間連結会計期間比11億57百万円の減少となりました。

セグメントの業績につきましては、当行グループの報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

・キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末比202億56百万円増加し、734億26百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比2,548億79百万円減少し、1,055億45百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比2,379億9百万円増加し、788億22百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比15億79百万円増加し、57億63百万円の支出となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門では前中間連結会計期間比100.3%増加し、国際業務部門でも前中間連結会計期間比91.0%増加した結果、合計では前中間連結会計期間比99.5%、152億67百万円増加しました。

役務取引等収支は、国内業務部門では101.0%増加し、国際業務部門でも前中間連結会計期間比75.0%増加した結果、合計では前中間連結会計期間比100.8%、28億83百万円増加しました。

その他業務収支は、国内業務部門では前中間連結会計期間比21.3%減少し、国際業務部門では前中間連結会計期間比803.3%増加した結果、合計では前中間連結会計期間比144.9%、43億42百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,084	1,252	15,337
	当中間連結会計期間	28,213	2,391	30,604
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	18,164	1,703	42 19,825
	当中間連結会計期間	34,757	2,845	97 37,505
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,079	450	42 4,487
	当中間連結会計期間	6,544	453	97 6,900
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,844	16	2,861
	当中間連結会計期間	5,716	28	5,744
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,389	38	4,428
	当中間連結会計期間	8,612	93	8,705
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,545	21	1,567
	当中間連結会計期間	2,896	65	2,961
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,392	604	2,996
	当中間連結会計期間	1,882	5,456	7,338
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,617	852	— 3,470
	当中間連結会計期間	1,892	5,577	6 7,463
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	225	248	— 473
	当中間連結会計期間	9	121	6 124

- (注) 1 国内業務部門は、国内店及び連結子会社の円建取引であります。
 2 国際業務部門は、国内店及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。
 3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間32百万円、当中間連結会計期間27百万円)を控除して表示しております。
 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 5 その他業務収益及びその他業務費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間に相殺される金融派生商品損益であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、国内業務部門では、合併により貸出金及び有価証券等を受け入れたことを中心に、前中間連結会計期間比93.0%増加し、国際業務部門では有価証券運用が増加したことを中心に前中間連結会計期間比93.3%増加しました。この結果、合計で前中間連結会計期間比92.4%増加しました。

資金調達勘定平均残高は、国内業務部門では合併により預金及び譲渡性預金を受け入れたことを中心に、前中間連結会計期間比87.6%増加し、国際業務部門でも外貨調達のための債券貸借取引受入担保金を中心に、前中間連結会計期間比94.0%増加しました。この結果、合計で前中間連結会計期間比87.4%増加しました。

次に資金運用利回りについては、国内業務部門では有価証券利回りを中心に、前中間連結会計期間比0.02%低下し、国際業務部門でも、有価証券利回りを中心に、前中間連結会計期間比0.32%低下しました。この結果、全体では前中間連結会計期間比0.03%低下しました。

資金調達利回りについては、国内業務部門では市場金利が低下したことから、主に預金利回りを中心に、前中間連結会計期間比0.05%低下し、国際業務部門でも市場金利が低下したことから、債券貸借取引受入担保金利回りを中心に、前中間連結会計期間比0.29%低下しました。この結果、全体では前中間連結会計期間比0.07%低下しました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(16,994) 2,290,753	(42) 18,164	1.58
	当中間連結会計期間	(47,245) 4,420,574	(97) 34,757	1.56
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,641,829	14,452	1.75
	当中間連結会計期間	3,420,621	29,700	1.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	85	0	0.03
	当中間連結会計期間	59	0	0.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	594,489	3,620	1.21
	当中間連結会計期間	919,336	4,907	1.06
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	35,131	21	0.12
	当中間連結会計期間	27,991	15	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	981	6	1.28
	当中間連結会計期間	3,987	8	0.42
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,326,004	4,079	0.34
	当中間連結会計期間	4,363,554	6,544	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	2,277,528	3,518	0.30
	当中間連結会計期間	4,251,035	5,831	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,980	13	0.24
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	163	0	0.13
	当中間連結会計期間	14,008	8	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,697	0	0.05
	当中間連結会計期間	10,544	5	0.09
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	20,472	231	2.25
	当中間連結会計期間	61,349	383	1.24

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当中間連結会計期間より連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 国内業務部門は、国内店及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間16,684百万円、当中間連結会計期間37,412百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間19,000百万円、当中間連結会計期間19,000百万円)及び利息(前中間連結会計期間32百万円、当中間連結会計期間27百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	148,354	1,703	2.29
	当中間連結会計期間	286,722	2,845	1.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	145,337	1,698	2.33
	当中間連結会計期間	280,902	2,828	2.00
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	99	0	0.15
	当中間連結会計期間	690	1	0.34
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(16,994) 148,632	(42) 450	0.60
	当中間連結会計期間	(47,245) 288,300	(97) 453	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	6,385	27	0.87
	当中間連結会計期間	13,003	26	0.40
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	580	2	1.00
	当中間連結会計期間	16	0	0.47
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	124,606	355	0.56
	当中間連結会計期間	227,766	323	0.28
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当中間連結会計期間より連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 国際業務部門は、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間36百万円、当中間連結会計期間108百万円)を、控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

5 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,422,112	19,825	1.63
	当中間連結会計期間	4,660,051	37,505	1.60
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,641,829	14,452	1.75
	当中間連結会計期間	3,420,621	29,700	1.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	85	0	0.03
	当中間連結会計期間	59	0	0.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	739,826	5,318	1.43
	当中間連結会計期間	1,200,239	7,735	1.28
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	35,230	21	0.12
	当中間連結会計期間	28,682	16	0.11
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	981	6	1.28
	当中間連結会計期間	3,987	8	0.42
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,457,642	4,487	0.36
	当中間連結会計期間	4,604,608	6,900	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	2,283,913	3,546	0.30
	当中間連結会計期間	4,264,038	5,857	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,980	13	0.24
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	744	3	0.81
	当中間連結会計期間	14,024	8	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	126,304	355	0.56
	当中間連結会計期間	238,310	328	0.27
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	20,472	231	2.25
	当中間連結会計期間	61,349	383	1.24

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当中間連結会計期間より連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間16,721百万円、当中間連結会計期間37,520百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間19,000百万円、当中間連結会計期間19,000百万円)及び利息(前中間連結会計期間32百万円、当中間連結会計期間27百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の役務取引等収益は、合併により為替業務並びに投資信託・保険販売業務を中心に前中間連結会計期間比96.2%増加し86億12百万円となり、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比87.4%増加し28億96百万円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は93百万円となり、役務取引等費用は65百万円となりました。この結果、全体の役務取引等収益は、前中間連結会計期間比96.6%増加し87億5百万円となり、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比89.0%増加し29億61百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,389	38	4,428
	当中間連結会計期間	8,612	93	8,705
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	605	—	605
	当中間連結会計期間	988	—	988
うち為替業務	前中間連結会計期間	672	37	710
	当中間連結会計期間	1,313	91	1,405
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	73	—	73
	当中間連結会計期間	138	—	138
うち代理業務	前中間連結会計期間	367	—	367
	当中間連結会計期間	511	—	511
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	230	—	230
	当中間連結会計期間	296	—	296
うち保証業務	前中間連結会計期間	317	0	318
	当中間連結会計期間	1,105	1	1,107
うち投資信託・保険販売業務	前中間連結会計期間	1,715	—	1,715
	当中間連結会計期間	3,262	—	3,262
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,545	21	1,567
	当中間連結会計期間	2,896	65	2,961
うち為替業務	前中間連結会計期間	130	21	152
	当中間連結会計期間	321	65	386

- (注) 1 国内業務部門は、国内店及び連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門は、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
3 従来、投資信託販売による収益は、証券関連業務に含めて計上しておりましたが、合併を契機に、収益の計上区分を見直し、当中間連結会計期間より投資信託・保険販売業務に含めて計上しております。なお、過年度との比較の観点から、前中間連結会計期間の計上区分も遡って見直しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,302,763	7,929	2,310,693
	当中間連結会計期間	4,265,471	14,159	4,279,630
うち流動性預金	前中間連結会計期間	967,002	—	967,002
	当中間連結会計期間	1,651,965	—	1,651,965
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,325,929	—	1,325,929
	当中間連結会計期間	2,592,519	—	2,592,519
うちその他	前中間連結会計期間	9,831	7,929	17,760
	当中間連結会計期間	20,985	14,159	35,145
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,500	—	6,500
総合計	前中間連結会計期間	2,302,763	7,929	2,310,693
	当中間連結会計期間	4,271,971	14,159	4,286,130

(注) 1 国内業務部門は、国内店及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,652,340	100.00	3,467,658	100.00
製造業	205,011	12.41	296,115	8.54
農業, 林業	1,654	0.10	2,042	0.06
漁業	—	—	11	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	178	0.01	330	0.01
建設業	56,501	3.42	96,573	2.79
電気・ガス・熱供給・水道業	4,621	0.28	2,980	0.09
情報通信業	7,319	0.44	11,939	0.34
運輸業, 郵便業	52,249	3.16	70,943	2.05
卸売業, 小売業	121,113	7.33	187,761	5.41
金融業, 保険業	74,474	4.51	154,398	4.45
不動産業, 物品賃貸業	348,067	21.07	485,148	13.99
学術研究, 専門・技術サービス業	9,986	0.61	10,788	0.31
宿泊業, 飲食サービス業	7,997	0.48	14,708	0.42
生活関連サービス業, 娯楽業	16,517	1.00	26,472	0.76
教育, 学習支援業	3,357	0.20	5,739	0.17
医療・福祉	14,351	0.87	28,648	0.83
その他のサービス	47,102	2.85	64,630	1.86
地方公共団体	80,198	4.85	132,159	3.81
その他	601,627	36.41	1,876,255	54.11
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,652,340	—	3,467,658	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

2 合併を契機に、業種別区分の見直しを行い、従来の「各種サービス業」を「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「教育, 学習支援業」、「医療・福祉」、「その他のサービス」に細分化して、記載しております。なお、過年度との比較の観点から、平成21年9月30日の計上区分も遡って見直しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

平成21年9月30日、平成22年9月30日とも該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	311,760	—	311,760
	当中間連結会計期間	377,522	—	377,522
地方債	前中間連結会計期間	61,454	—	61,454
	当中間連結会計期間	88,765	—	88,765
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	79,258	—	79,258
	当中間連結会計期間	199,633	—	199,633
株式	前中間連結会計期間	53,055	—	53,055
	当中間連結会計期間	65,027	—	65,027
その他の証券	前中間連結会計期間	125,341	184,280	309,622
	当中間連結会計期間	140,109	291,217	431,326
合計	前中間連結会計期間	630,870	184,280	815,150
	当中間連結会計期間	871,058	291,217	1,162,275

(注) 1 国内業務部門は、国内店及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、国内店及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は、国際業務部門に含めております。

3 「その他の証券」には、外国証券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、前中間会計期間については、前中間会計期間の株式会社池田銀行の計数を記載しており、前中間会計期間の株式会社泉州銀行の計数を含んでおりません。また、当中間会計期間は合併までの株式会社泉州銀行の計数を含んでおりません。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	20,444	37,395	16,951
国内業務粗利益	18,570	29,648	11,078
資金利益	14,089	25,770	11,681
役員取引等利益	2,088	2,112	24
その他業務利益	2,392	1,765	△627
国際業務粗利益	1,873	7,747	5,874
資金利益	1,252	2,353	1,101
役員取引等利益	16	24	8
その他業務利益	604	5,369	4,765
経費(除く臨時処理分)(△)	12,274	23,612	11,338
人件費(△)	4,973	11,395	6,422
物件費(△)	6,601	10,937	4,336
税金(△)	699	1,278	579
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8,170	13,782	5,612
のれん償却額(△)	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,170	13,782	5,612
一般貸倒引当金繰入額(△)	1,075	△288	△1,363
業務純益	7,095	14,071	6,976
うち債券関係損益	3,362	6,559	3,197
臨時損益	△1,307	△10,217	△8,910
株式関係損益	1,909	△1,604	△3,513
不良債権処理額(△)	1,573	7,522	5,949
貸出金償却(△)	714	5,256	4,542
個別貸倒引当金繰入額(△)	750	2,002	1,252
偶発損失引当金繰入額(△)	129	85	△44
債権譲渡損益(△)	△20	△6	14
その他(△)	—	184	184
その他臨時損益等	△1,643	△1,090	553
経常利益	5,787	3,854	△1,933
特別損益	328	276	△52
固定資産処分損(△)	25	44	19
減損損失(△)	1	24	23
資産除去債務の適用に伴う影響額(△)	—	74	74
償却債権取立益	346	420	74
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	8	—	△8
税引前中間純利益	6,116	4,130	△1,986
法人税、住民税及び事業税	22	37	15
法人税等調整額	△329	△116	213
法人税等合計	△306	△79	227
中間純利益	6,422	4,209	△2,213

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却＋その他の業務収益(CDO区分処理益)－その他の業務費用(投資事業組合に係る損失)
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.57	1.54	△0.03
(イ) 貸出金利回	1.74	1.70	△0.04
(ロ) 有価証券利回	1.21	1.06	△0.15
(2) 資金調達原価 ②	1.38	1.41	0.03
(イ) 預金等利回	0.30	0.26	△0.04
(ロ) 外部負債利回	2.43	1.16	△1.27
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.19	0.13	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」は、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	26.40	21.05	△5.35
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	26.40	21.05	△5.35
業務純益ベース	22.92	21.49	△1.43
中間純利益ベース	20.75	6.43	△14.32

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,316,549	4,288,432	1,971,883
預金 (平残)	2,289,371	3,951,059	1,661,688
貸出金 (末残)	1,662,216	3,481,542	1,819,326
貸出金 (平残)	1,650,365	3,141,053	1,490,688

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,871,745	3,522,758	1,651,013
法人	444,803	765,673	320,870
合計	2,316,549	4,288,432	1,971,883

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	511,726	1,806,368	1,294,642
住宅ローン残高	496,119	1,759,095	1,262,976
その他ローン残高	15,607	47,272	31,665

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,280,512	2,948,725	1,668,213
総貸出金残高	② 百万円	1,662,216	3,481,542	1,819,326
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.03	84.69	7.66
中小企業等貸出先件数	③ 件	65,518	274,120	208,602
総貸出先件数	④ 件	65,780	274,513	208,733
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.60	99.85	0.25

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	2	1	1
信用状	85	249	363	1,300
保証	3,700	13,715	5,677	25,168
計	3,786	13,966	6,041	26,470

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	39,630	50,710
	うち非累積的永久優先株	27,500	27,500
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	22,571	104,361
	利益剰余金	6,612	24,649
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	865	1,053
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	661	605
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	69,018	180,169
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,806	28,289
	負債性資本調達手段等	51,500	54,500
	うち永久劣後債務 (注2)	15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	36,500	39,500
計	59,306	82,789	
うち自己資本への算入額 (B)	57,315	69,851	
控除項目 (注4) (C)	3,661	1,264	
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	122,672	248,757	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,145,140	2,281,838
	オフ・バランス取引等項目	25,133	41,117
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,170,274	2,322,956
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)÷8% (F)	78,694	133,269
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,295	10,661
	計(E)+(F) (H)	1,248,968	2,456,226
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	9.82	10.12	
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)	5.52	7.33	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	39,630	50,710
	うち非累積的永久優先株	27,500	27,500
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	2	11,082
	その他資本剰余金	22,568	93,278
	利益準備金	—	1,152
	その他利益剰余金	6,422	22,339
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	661	605
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	67,962	177,958
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,747	18,500
	負債性資本調達手段等	51,500	54,500
控除項目	うち永久劣後債務 (注2)	15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	36,500	39,500
	計	59,247	73,000
	うち自己資本への算入額 (B)	56,729	69,696
	控除項目 (注4) (C)	1,101	1,100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	123,590	246,554
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,138,871	2,273,137
	オフ・バランス取引等項目	25,133	41,117
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,164,005	2,314,254
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	75,674	117,210
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,053	9,376
	計(E) + (F) (H)	1,239,679	2,431,465
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.96	10.14
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		5.48	7.31

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,005	15,139
危険債権	23,602	42,770
要管理債権	4,617	7,216
正常債権	1,637,462	3,478,742

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、夏頃までは、企業収益・個人消費とも持ち直し基調を続けたものの、夏以降、円高や株安などを背景に、改善の動きは弱含みの展開となりました。

輸出や生産は、新興国・資源国経済を中心に増加を続けていますが、海外経済の成長ペースの鈍化とともに、増加ペースは鈍化しています。雇用・所得環境は、企業活動が活発化するにつれてその厳しさは幾分和らいだとはいえ、引き続き厳しい状況にあります。個人消費は、特に夏には、エコカー補助終了前の駆け込み需要や猛暑の影響により一時的に増加しました。設備投資は、企業収益の改善とともに持ち直しに向かったものの、過剰感が依然として残ることなどから、増加に弾みがつきにくい状態が続いています。住宅投資は、借入金利が一段と低下する中、在庫や価格の調整が進んだことを背景に、下げ止まりました。

物価動向は、需給バランスの緩やかな改善により、下落幅が縮小しています。

金融面については、短期金融市場では、日本銀行による潤沢な資金供給のもと、無担保コールレート（翌日物）は0.1%近傍で推移しました。長期金利は、円高の進行や海外経済の減速懸念の中、低下傾向を続けました。株価は、米欧株価が回復する中でも、円高の進行などを受けて上値の重い展開で推移しました。

以上のような金融経済情勢のもと、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の経常収益は、貸出金利息297億円、役務取引等収益87億5百万円、その他業務収益74億63百万円、その他経常収益65億11百万円等を計上し、前中間連結会計期間比269億87百万円増加して601億85百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息58億57百万円、役務取引等費用29億61百万円、営業経費281億78百万円、その他経常費用173億22百万円等を計上し、前中間連結会計期間比281億3百万円増加して555億14百万円となりました。この結果、経常利益は46億71百万円となり、前中間連結会計期間比11億15百万円の減少となりました。また、法人税等合計が79百万円となり、前中間連結会計期間比3億67百万円増加したことから、中間純利益は52億59百万円となり、前中間連結会計期間比11億57百万円の減少となりました。

(2) 財政状態の分析

① 預金

預金の当中間連結会計期間末残高は、合併により株式会社泉州銀行の預金1兆9,516億円を受け入れたこと並びに個人預金が増加したことを中心に、前中間連結会計期間末比1兆9,689億円増加し、4兆2,796億円となりました。

② 貸出金

貸出金の当中間連結会計期間末残高は、合併により株式会社泉州銀行の貸出金1兆7,899億円を受け入れたこと並びに住宅ローンが増加したことを中心に、前中間連結会計期間末比1兆8,153億円増加し、3兆4,676億円となりました。

③ 有価証券

有価証券の当中間連結会計期間末残高は、合併により株式会社泉州銀行の有価証券4,091億円を受け入れたことを中心に前中間連結会計期間末比3,471億円増加して、1兆1,622億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末比202億56百万円増加し、734億26百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間期首において株式会社泉州銀行との合併により増加した譲渡性預金、コールマネー等、借入金、当中間連結会計期間に1,201億26百万円減少したこと、貸出金による支出が、前中間連結会計期間比239億95百万円増加したこと並びに預金及び債券貸借取引受入担保金による収入が、前中間連結会計期間比1,148億20百万円減少したことを中心に、前中間連結会計期間比2,548億79百万円減少し、1,055億45百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の取得による支出が、前中間連結会計期間比1,189億52百万円減少したこと並びに有価証券の売却及び償還による収入が、前中間連結会計期間比1,218億1百万円増加したことを中心に、前中間連結会計期間比2,379億9百万円増加し、788億22百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

前中間連結会計期間は、劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出が73億42百万円ありましたが、当中間連結会計期間は、配当金の支払による支出が57億63百万円であり、前中間連結会計期間比15億79百万円増加しました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、当行と株式会社泉州銀行が合併したため、下記の資産が新たに当行グループの主要な設備となりました。なお、当行グループは、セグメント情報を記載していないため、事業の種類別の設備の状況を記載しております。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	泉州営業部	大阪府岸和田市	店舗 事務所	2,577	335	314	353	63	1,067	384 (138)
		大阪支店 ほか1店	大阪市中央区	店舗	—	—	78	30	18	127	52 (6)
		城東支店	大阪市城東区	店舗	—	—	22	3	17	42	31 (8)
		昭和町支店	大阪市阿倍野区	店舗	—	—	33	8	6	48	34 (7)
		帝塚山支店 ほか1店	大阪市住吉区	店舗	743	64	65	6	12	148	21 (6)
		駒川町支店	大阪市東住吉区	店舗	360	66	36	4	3	111	23 (4)
		住之江支店	大阪市住之江区	店舗	—	—	15	3	0	20	8 (3)
		豊中南支店 ほか1店	大阪府豊中市	店舗	628	260	92	9	2	364	32 (6)
		枚方北支店 ほか1店	大阪府枚方市	店舗	—	—	72	7	5	85	30 (6)
		大東支店 ほか1店	大阪府大東市	店舗	1,048	234	76	9	6	326	29 (6)
		交野支店	大阪府交野市	店舗	418	290	29	5	4	331	7 (7)
		八尾支店	大阪府八尾市	店舗	—	—	7	3	7	17	23 (6)
		東大阪支店	大阪府東大阪市	店舗	—	—	23	4	3	32	22 (3)
		金剛支店 ほか1店	大阪府富田林市	店舗	—	—	40	5	9	56	12 (7)
		松原支店	大阪府松原市	店舗	(23) 578	34	35	2	0	72	19 (4)
		羽曳野支店	大阪府羽曳野市	店舗	396	28	38	3	9	80	9 (7)
		藤井寺支店	大阪府藤井寺市	店舗	—	—	17	4	1	23	27 (4)
		堺支店 ほか1店	堺市堺区	店舗	728	55	134	11	25	227	51 (10)
		初芝支店 ほか2店	堺市東区	店舗	1,141	299	113	12	18	444	39 (20)
		鳳支店 ほか3店	堺市西区	店舗	(103) 2,059	181	289	20	15	507	51 (23)
		泉ヶ丘支店	堺市南区	店舗	—	—	38	4	18	62	17 (6)
		堺市駅前支店 ほか2店	堺市北区	店舗	495	6	107	12	23	150	27 (17)
		東山支店	堺市中央区	店舗	375	61	25	2	2	92	5 (5)
		泉大津支店	大阪府泉大津市	店舗	898	152	53	5	16	228	16 (6)
		和泉支店 ほか3店	大阪府和泉市	店舗	2,511	534	482	52	66	1,135	76 (30)
		高石支店	大阪府高石市	店舗	—	—	17	5	9	32	21 (8)
忠岡支店	大阪府 泉北郡忠岡町	店舗	(320) 320	—	38	5	15	59	18 (8)		
久米田支店 ほか2店	大阪府岸和田市	店舗	(580) 1,472	423	134	14	24	597	47 (30)		
貝塚支店 ほか1店	大阪府貝塚市	店舗	—	—	77	12	13	103	34 (13)		

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	泉佐野支店 ほか2店	大阪府泉佐野市	店舗	(466) 1,466	116	158	16	24	316	55 (28)
		泉南支店 ほか2店	大阪府泉南市	店舗	1,464	377	164	12	6	560	33 (12)
		熊取支店	大阪府 泉南郡熊取町	店舗	642	207	169	3	8	389	20 (8)
		田尻支店	大阪府 泉南郡田尻町	店舗	(390) 390	—	67	2	0	70	6 (4)
		岬町支店	大阪府 泉南郡岬町	店舗	—	—	10	2	0	14	7 (4)
		阪南支店 ほか1店	大阪府阪南市	店舗	(372) 772	1	135	11	12	159	28 (16)
		神田支店	東京都千代田区	店舗	—	—	0	4	1	5	17 (4)
		和歌山支店	和歌山県 和歌山市	店舗	—	—	16	6	0	23	20 (7)
		京阪寝屋川住 宅ローンセン ター	大阪府寝屋川市	住宅ロー ンセンタ ー	—	—	0	1	0	2	6 (1)
		システムセン ター	大阪府泉佐野市	システム センター	6,035	2,514	1,480	43	270	4,308	39 (21)
		事務集中セン ター	堺市堺区	事務集中 センター	1,963	116	234	18	5	374	49 (14)
		淡輪寮 ほか7か所	大阪府 泉南郡岬町ほか	社宅・寮 ・厚生施 設	1,306	163	180	2	—	346	— (4)
その他の施設 7か所	大阪府貝塚市 ほか	事務所・ 倉庫ほか	(410) 1,461	274	364	29	7	674	— (一)		

リース業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結 子会社	泉銀総合リ ース株式会 社	本社	大阪府岸和田市	事務所	—	—	2	6	—	8	9 (4)

信用保証業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結 子会社	近畿信用保証 株式会社	本社	大阪府貝塚市	事務所	—	—	11	7	—	19	11 (35)

クレジットカード業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	リース資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結 子会社	株式会社 泉州カード	本社	大阪府岸和田市	事務所	—	—	4	2	—	7	11 (7)

その他業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物 帳簿価額 (百万円)	その他の有 形固定資産 帳簿価額 (百万円)	リース資産 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業 員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
連結 子会社	泉銀ビジネス サービス株式 会社	本社 ほか	堺市堺区ほか	事務所	—	—	0	24	—	24	20 (69)
	泉州ソフトウ ェアサービス 株式会社	本社	大阪府泉佐野市	事務所	—	—	0	2	—	2	27 (3)

- (注) 1 上記は、平成22年4月1日（企業結合日）時点の計数を表示しております。
- 2 土地の面積欄の（ ）内は、借地の面積（内書き）であり、その年間賃借料は建物も含め968百万円であります。
- 3 従業員数の（ ）内は、臨時従業員数（外書き）であります。
- 4 その他の有形固定資産は、事務機械172百万円、その他653百万円であります。
- 5 当行の店舗外現金自動設備74か所は上記に含めて記載しております。
- 6 上記には、連結会社以外に貸与している土地0百万円（22㎡）及び建物417百万円が含まれております。
- 7 上記には、リース業務を営む連結子会社からのリース資産733百万円が含まれております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。なお、当行グループは、セグメント情報を記載していないため、事業の種類別の計画を記載していません。

銀行業務

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達方法	着手年月	完了 予定年月
					総額	既支払額			
当行	京都支店	京都市中京区	移転	店舗	185	—	自己資金	平成22年 12月	平成23年 3月

- (注) 上記設備投資の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,500,000
第一種優先株式	6,000,000
第二種優先株式	7,500,000
計	70,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 未現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,587,088	同左	—	(注) 1
第一種優先株式	6,000,000	同左	—	(注) 2
第二種優先株式	6,250,000	同左	—	(注) 2
計	47,837,088	同左	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当行における標準となる株式です。

普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

2 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第一種優先株式及び第二種優先株式についての定めを定款に定めており、その内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金(以下「優先配当金」という。)の配当を行う。

第一種優先株式 1株につき 196円

第二種優先株式 1株につき 204円(但し、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円とする。)

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式 1株につき 5,000円

第二種優先株式 1株につき 4,000円

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会(但し、第二種優先株式については、平成22年3月31日をその議決権の基準日とする定時株主総会以降に開催されるものに限る。)に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

- (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- ① 法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は株式の分割を行わない。
 - ② 優先株式に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - ③ 優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。
- (5) 取得条項
- ① 平成25年4月1日以降の日で、第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株につき5,000円に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
 - ② 平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第二種優先株式取得日」という。)をもって、第二種優先株式1株につき4,000円に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から第二種優先株式取得日の前日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
 - ③ 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
- (6) 優先順位
各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (7) 単元株式数 100株
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	47,837,088	—	50,710	—	11,082

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社池田泉州 ホールディングス	大阪市北区茶屋町18番14号	47,837,088	100.00
計	—	47,837,088	100.00

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決 権数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社池田泉州 ホールディングス	大阪市北区茶屋町18番14号	355,870	100.00
計	—	355,870	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 6,000,000 第二種優先株式 6,250,000	— —	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,587,000	355,870	—
単元未満株式	普通株式 88	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	47,837,088	—	—
総株主の議決権	—	355,870	—

(注) 「第4 提出会社の状況 I 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の(注) 2を参照してください。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 CS本部副本部長	常務取締役 事務システム本部長	藤田博久	平成22年7月6日
常務取締役 事務システム本部長	常務取締役 事務システム本部副本部長兼 事務統括部長	小林弘明	平成22年7月6日
常務取締役 CS本部副本部長	常務取締役 先進テクノ本部長兼 CS本部副本部長	福地直哉	平成22年10月1日
常務取締役 秘書役兼 CS本部大阪中央地区本部長兼 大阪梅田営業部長	常務取締役 秘書役	青柳茂	平成22年10月1日
常務取締役 CS本部大阪北地区本部長	常務取締役 CS本部兵庫地区本部長	井角和博	平成22年10月1日
取締役 CS本部阪神地区本部長	取締役 アジアチャイナ本部長兼 CS本部阪神地区本部長	北村康男	平成22年10月1日
取締役 アジアチャイナ本部長	取締役 アジアチャイナ本部副本部長	後藤良幸	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	53,977	76,807	72,871
コールローン及び買入手形	10,000	—	10,000
買入金銭債権	1,040	1,193	1,173
商品有価証券	19	21	6
金銭の信託	19,000	19,166	19,000
有価証券	※1, ※8, ※13 815,150	※1, ※8, ※13 1,162,275	※1, ※8, ※13 829,977
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,652,340	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,467,658	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 1,658,667
外国為替	※6 3,912	※6 6,885	※6 2,751
その他資産	※8 41,346	※8 61,410	※8 47,494
有形固定資産	※10 23,033	※8, ※10 37,038	※10 22,708
無形固定資産	3,194	※8 4,494	2,631
繰延税金資産	23,181	38,461	23,690
支払承諾見返	22,782	33,255	25,264
貸倒引当金	△20,318	△41,634	△26,633
資産の部合計	2,648,660	4,867,032	2,689,604
負債の部			
預金	※8 2,310,693	※8 4,279,630	※8 2,305,217
譲渡性預金	—	6,500	—
コールマネー及び売渡手形	—	570	—
債券貸借取引受入担保金	※8 161,379	※8 234,028	※8 204,670
借入金	※8, ※11 20,395	※8, ※11 31,567	※8, ※11 20,087
外国為替	73	456	42
社債	※12 38,000	※12 33,300	※12 23,000
その他負債	26,371	58,716	24,876
賞与引当金	—	1,924	—
退職給付引当金	391	6,272	410
役員退職慰労引当金	406	392	435
睡眠預金払戻損失引当金	40	336	51
統合関連損失引当金	—	416	—
偶発損失引当金	244	349	386
繰延税金負債	—	0	—
負ののれん	—	11	13
支払承諾	22,782	33,255	25,264
負債の部合計	2,580,776	4,687,728	2,604,454
純資産の部			
資本金	39,630	50,710	50,710
資本剰余金	22,571	104,361	33,651
利益剰余金	6,557	24,649	7,396
自己株式	—	—	—
株主資本合計	68,759	179,721	91,758
その他有価証券評価差額金	△1,748	△1,490	△7,412
繰延ヘッジ損益	△0	△2	△0
評価・換算差額等合計	△1,749	△1,493	△7,412
少数株主持分	873	1,075	803
純資産の部合計	67,883	179,304	85,149
負債及び純資産の部合計	2,648,660	4,867,032	2,689,604

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	33,198	60,185	66,151
資金運用収益	19,825	37,505	39,796
(うち貸出金利息)	14,452	29,700	28,127
(うち有価証券利息配当金)	5,318	7,735	11,585
役務取引等収益	4,428	8,705	9,623
その他業務収益	3,470	7,463	7,974
その他経常収益	5,474	6,511	8,757
経常費用	27,411	55,514	59,737
資金調達費用	4,519	6,928	8,453
(うち預金利息)	3,546	5,857	6,668
役務取引等費用	1,567	2,961	3,365
その他業務費用	473	124	1,293
営業経費	13,200	28,178	27,919
その他経常費用	※1 7,650	※1 17,322	※1 18,706
経常利益	5,786	4,671	6,413
特別利益	355	764	585
償却債権取立益	347	764	585
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	8	—	—
特別損失	27	148	36
固定資産処分損	26	49	35
減損損失	1	24	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		74	
税金等調整前中間純利益	6,114	5,287	6,963
法人税、住民税及び事業税	178	269	213
法人税等調整額	△467	△189	△628
法人税等合計	△288	79	△415
少数株主損益調整前中間純利益		5,207	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△13	△52	5
中間純利益	6,416	5,259	7,373

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	76,865	50,710	76,865
当中間期変動額			
減資	△37,234	—	△37,234
新株の発行	—	—	11,080
当中間期変動額合計	△37,234	—	△26,154
当中間期末残高	39,630	50,710	50,710
資本剰余金			
前期末残高	22,771	33,651	22,771
当中間期変動額			
減資	37,234	—	37,234
資本剰余金の利益剰余金への振替	△37,234	—	△37,234
新株の発行	—	—	11,080
合併による増加	—	70,709	—
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式の消却	△200	—	△200
当中間期変動額合計	△200	70,709	10,879
当中間期末残高	22,571	104,361	33,651
利益剰余金			
前期末残高	△37,094	7,396	△37,094
当中間期変動額			
資本剰余金の利益剰余金への振替	37,234	—	37,234
連結範囲の変動	—	—	△117
合併による増加	—	17,757	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,416	5,259	7,373
当中間期変動額合計	43,651	17,253	44,491
当中間期末残高	6,557	24,649	7,396
自己株式			
前期末残高	△196	—	△196
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	200	—	200
当中間期変動額合計	196	—	196
当中間期末残高	—	—	—
株主資本合計			
前期末残高	62,345	91,758	62,345
当中間期変動額			
減資	—	—	—
資本剰余金の利益剰余金への振替	—	—	—
新株の発行	—	—	22,160
連結範囲の変動	—	—	△117
合併による増加	—	88,467	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,416	5,259	7,373
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	6,413	87,963	29,412
当中間期末残高	68,759	179,721	91,758

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△5,636	△7,412	△5,636
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,888	5,921	△1,775
当中間期変動額合計	3,888	5,921	△1,775
当中間期末残高	△1,748	△1,490	△7,412
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△1	△0
当中間期変動額合計	△0	△1	△0
当中間期末残高	△0	△2	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△5,637	△7,412	△5,637
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,888	5,919	△1,775
当中間期変動額合計	3,888	5,919	△1,775
当中間期末残高	△1,749	△1,493	△7,412
少数株主持分			
前期末残高	880	803	880
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6	272	△77
当中間期変動額合計	△6	272	△77
当中間期末残高	873	1,075	803
純資産合計			
前期末残高	57,589	85,149	57,589
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	22,160
連結範囲の変動	—	—	△117
合併による増加	—	88,467	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,416	5,259	7,373
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,881	6,191	△1,852
当中間期変動額合計	10,294	94,154	27,560
当中間期末残高	67,883	179,304	85,149

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	6,114	5,287	6,963
減価償却費	1,598	2,013	2,920
減損損失	1	24	1
負ののれん償却額	△2	△1	△2
持分法による投資損益(△は益)	—	△83	0
貸倒引当金の増減(△)	1,921	△3,717	8,013
賞与引当金の増減額(△は減少)	—	152	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△29	199	△22
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	122	△54	151
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△8	15	3
統合関連損失引当金の増減(△)	—	171	—
偶発損失引当金の増減(△)	△22	△199	119
資金運用収益	△19,825	△37,505	△39,796
資金調達費用	4,519	6,928	8,453
有価証券関係損益(△)	△5,250	△4,977	△8,786
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△3	△168	△134
為替差損益(△は益)	2,415	20,967	2,833
固定資産処分損益(△は益)	26	49	35
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	74	—
貸出金の純増(△)減	4,918	△19,077	△1,820
預金の純増減(△)	61,908	22,723	58,043
譲渡性預金の純増減(△)	—	△6,000	—
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△622	△70,319	△930
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△28	2,538	45
商品有価証券の純増(△)減	494	△12	507
コールローン等の純増(△)減	20,309	10,057	20,177
コールマネー等の純増減(△)	—	△44,429	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	54,339	△21,295	97,630
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,596	△1,821	△1,435
外国為替(負債)の純増減(△)	△7	61	△38
資金運用による収入	19,677	38,924	38,805
資金調達による支出	△4,240	△7,594	△8,778
その他	3,682	2,116	3,954
小計	149,413	△104,950	186,912
法人税等の支払額	△79	△595	△113
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,334	△105,545	186,798

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△587,645	△468,692	△1,443,373
有価証券の売却による収入	398,823	383,277	1,053,574
有価証券の償還による収入	30,044	167,392	206,277
有形固定資産の取得による支出	△110	△1,278	△478
無形固定資産の取得による支出	△199	△1,879	△749
有形固定資産の売却による収入	—	4	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△159,087	78,822	△184,748
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△7,342	—	△22,342
株式の発行による収入	—	—	22,160
配当金の支払額	—	△5,763	—
自己株式の取得による支出	—	—	△4
自己株式の売却による収入	—	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,342	△5,763	△185
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4	15	4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,099	△32,471	1,869
現金及び現金同等物の期首残高	70,269	72,139	70,269
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	33,758	—
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—	0
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 53,170	※1 73,426	※1 72,139

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 会社名 池銀総合保証株式会社 株式会社ジェーアイ 池銀リース株式会社 池銀キャピタル株式会社	(1) 連結子会社 27社 主要な会社名 池銀リース株式会社 泉銀総合リース株式会社 池銀総合保証株式会社 近畿信用保証株式会社 株式会社ジェーアイ 株式会社ディーアイ 株式会社ブイアイ 株式会社泉州カード 池銀キャピタル株式会社 池田ビジネスサービス株式会社 泉銀ビジネスサービス株式会社 池銀オフィスサービス株式会社 池田モーゲージサービス株式会社 ハイ・ブレーション株式会社 泉州ソフトウェアサービス株式会社 池銀投資顧問株式会社 なお、当行は平成22年 5月 1日に株式会社泉州銀行と合併いたしました。泉銀総合リース株式会社、近畿信用保証株式会社他 3社 1組合は、株式会社泉州銀行との合併により、当中間連結会計期間より連結子会社の範囲に含めております。	(1) 連結子会社 21社 連結子会社名は、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、株式会社ディーアイ含む 7社10組合は、企業結合を機に連結の範囲を統一するために、当連結会計年度の下期より連結子会社の範囲に含めております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 会社名 池田ビジネスサービス株式会社 ハイ・ブレーン株式会社 池銀投資顧問株式会社 池銀オフィスサービス株式会社 株式会社 ディーアイ 株式会社 ブイアイ 池田モーゲージサービス株式会社 池銀キャピタルニュー ビジネスファンド1号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタルニュー ビジネスファンド2号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタルニュー ビジネスファンド3号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンド1号投資事業 組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンド2号投資事業 有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンド3号投資事業 有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンドK G I 投資事 業組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンドD・I 投資事 業組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンドP C I 投資事 業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込 ファンドK I 投資事業 有限責任組合 Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 会社名 Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 会社名 Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用 に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 池田ビジネスサービス株式会社 ハイ・ブレーション株式会社 池銀投資顧問株式会社 池銀オフィスサービス株式会社 株式会社ディーアイ 株式会社ブイアイ 池田モーゲージサービス株式会社 池銀キャピタルニュービジネスファンド1号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタルニュービジネスファンド2号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタルニュービジネスファンド3号 投資事業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合 池銀キャピタル夢仕込ファンド2号投資事業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込ファンド3号投資事業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込ファンドKG I投資事業組合 池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I投資事業組合 池銀キャピタル夢仕込ファンドPCI投資事業有限責任組合 池銀キャピタル夢仕込ファンドKI投資事業有限責任組合 Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 株式会社自然総研 株式会社バンク・コンピュータ・サービス なお、当行は平成22年5月1日に株式会社泉州銀行と合併いたしました。株式会社バンク・コンピュータ・サービスは、株式会社泉州銀行との合併により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 Ikeda Preferred Capital Cayman Limited</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社自然総研 なお、株式会社自然総研は、企業結合を機に持分法適用の範囲を統一するために、当連結会計年度の下期より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 会社名 株式会社 自然総研 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3 連結子会社の (中間)決算日等 に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 11社 9月末日 16社 (2) 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社については、各社の中間決算日現在の中間財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 10社 3月末日 11社 (2) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、各社の連結決算日の財務諸表により連結しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 会計処理基準 に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～50年 その他 2年～15年 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～50年 その他 2年～15年 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,280百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は62,398百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,190百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 (追加情報) 当行は、従来、未払賞与相当額については、「その他負債」に含めて表示しておりましたが、合併を契機に賞与の計算方式を見直した結果、当中間連結会計期間より「賞与引当金」として計上しております。</p>	
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(7,392百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。 (追加情報) 当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が13年を下回ったため、償却年数を12年に変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は33百万円減少し、中間純利益は19百万円減少しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,894百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (追加情報) 当行は、従来、会計基準変更時差異については、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異を含めて表示しておりましたが、合併を契機に、返上時における費用処理した額等を控除して表示しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(7,392百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。 (追加情報) 当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が13年を下回ったため、償却年数を12年に変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は66百万円減少し、当期純利益は39百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当中間連結会計期間末支給見積額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当連結会計年度末支給見積額を計上しております。
	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。
	——	(10) 統合関連損失引当金の計上基準 統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	——
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(13) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利変動リスク・ヘッジ 一部の子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	—	<p>(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	—
	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	—	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	—	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券並びにその他有価証券評価差額金はそれぞれ28百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3百万円増加し、当期純利益は2百万円増加しております。</p>
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は9百万円、税金等調整前中間純利益は83百万円、中間純利益は49百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は104百万円であります。</p>	—

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
—	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式287百万円及び出資金2,321百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,917百万円、延滞債権額は35,760百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は282百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,378百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式163百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,956百万円、延滞債権額は58,133百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,213百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,114百万円、延滞債権額は35,254百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は619百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,740百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																										
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,338百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,426百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、24,779百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="223 1075 566 1366"> <tr><td>有価証券</td><td>193,077百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>578百万円</td></tr> <tr><td>未経過リース債権</td><td>4,393百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="223 1366 566 1478"> <tr><td>預金</td><td>1,604百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>161,379百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,879百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,883百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,155百万円、保証金は4,254百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p>	有価証券	193,077百万円	その他資産	578百万円	未経過リース債権	4,393百万円	預金	1,604百万円	債券貸借取引受入担保金	161,379百万円	借入金	3,879百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,306百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,919百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、22,820百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="638 1075 981 1366"> <tr><td>有価証券</td><td>310,050百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>3,958百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>345百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>619百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="638 1366 981 1478"> <tr><td>預金</td><td>6,830百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>234,028百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>6,034百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,493百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,082百万円、保証金は5,580百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p>	有価証券	310,050百万円	貸出金	40,000百万円	その他資産	3,958百万円	有形固定資産	345百万円	無形固定資産	619百万円	預金	6,830百万円	債券貸借取引受入担保金	234,028百万円	借入金	6,034百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,730百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,610百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、23,620百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1053 1075 1396 1366"> <tr><td>有価証券</td><td>218,978百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>60,000百万円</td></tr> <tr><td>未経過リース債権</td><td>3,619百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>479百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1053 1366 1396 1478"> <tr><td>預金</td><td>2,009百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>204,670百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,068百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,084百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,307百万円、保証金は4,148百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p>	有価証券	218,978百万円	貸出金	60,000百万円	未経過リース債権	3,619百万円	その他資産	479百万円	預金	2,009百万円	債券貸借取引受入担保金	204,670百万円	借入金	3,068百万円
有価証券	193,077百万円																																											
その他資産	578百万円																																											
未経過リース債権	4,393百万円																																											
預金	1,604百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	161,379百万円																																											
借入金	3,879百万円																																											
有価証券	310,050百万円																																											
貸出金	40,000百万円																																											
その他資産	3,958百万円																																											
有形固定資産	345百万円																																											
無形固定資産	619百万円																																											
預金	6,830百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	234,028百万円																																											
借入金	6,034百万円																																											
有価証券	218,978百万円																																											
貸出金	60,000百万円																																											
未経過リース債権	3,619百万円																																											
その他資産	479百万円																																											
預金	2,009百万円																																											
債券貸借取引受入担保金	204,670百万円																																											
借入金	3,068百万円																																											

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、346,400百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 20,781百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付無担保社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,080百万円であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、599,287百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が597,671百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 41,109百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付無担保社債33,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は31,394百万円であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、356,533百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 21,433百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付無担保社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,577百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却1,065百万円、貸倒引当金繰入額2,028百万円及び株式関連派生商品費用921百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却7,412百万円、統合関連費用1,947百万円、株式等償却1,399百万円、貸倒引当金繰入額874百万円、株式等売却損492百万円、債権譲渡損488百万円及び偶発損失引当金繰入額97百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額8,198百万円、貸出金償却3,007百万円、統合関連費用834百万円、株式関連派生商品費用612百万円、偶発損失引当金繰入額271百万円及び株式交付費用79百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	25,927	—	38	25,889	注1
第一種優先株式	6,000	—	—	6,000	
第二種優先株式	6,250	—	—	6,250	
合計	38,177	—	38	38,139	
自己株式					
普通株式	37	1	38	—	注2、3
合計	37	1	38	—	

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少38千株及び単元未満株式の買増請求による処分0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	35,587	—	—	35,587	
第一種優先株式	6,000	—	—	6,000	
第二種優先株式	6,250	—	—	6,250	
合計	47,837	—	—	47,837	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,309	93	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一種 優先株式	1,176	196	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第二種 優先株式	1,278	204.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	25,927	9,697	38	35,587	
第一種優先株式	6,000	—	—	6,000	注1、2
第二種優先株式	6,250	—	—	6,250	
合計	38,177	9,697	38	47,837	
自己株式					
普通株式	37	1	38	—	注3、4
合計	37	1	38	—	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加9,697千株は、株主割当による新株の発行であります。
 2 普通株式の発行済株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少であります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。
 4 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少38千株及び単元未満株式の買増請求による処分0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,309	その他 利益剰余金	93	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一種 優先株式	1,176	その他 利益剰余金	196	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第二種 優先株式	1,278	その他 利益剰余金	204.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>53,977百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△807百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>53,170百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	53,977百万円	その他預け金	△807百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>53,170百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>76,807百万円</td> </tr> <tr> <td>当座預け金</td> <td>△773百万円</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>△1,975百万円</td> </tr> <tr> <td>通知預け金</td> <td>△230百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△95百万円</td> </tr> <tr> <td>振替貯金</td> <td>△307百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>73,426百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	76,807百万円	当座預け金	△773百万円	普通預け金	△1,975百万円	通知預け金	△230百万円	定期預け金	△95百万円	振替貯金	△307百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>73,426百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>72,871百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△732百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>72,139百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	72,871百万円	その他預け金	△732百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>72,139百万円</u>
現金預け金勘定	53,977百万円																											
その他預け金	△807百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>53,170百万円</u>																											
現金預け金勘定	76,807百万円																											
当座預け金	△773百万円																											
普通預け金	△1,975百万円																											
通知預け金	△230百万円																											
定期預け金	△95百万円																											
振替貯金	△307百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>73,426百万円</u>																											
現金預け金勘定	72,871百万円																											
その他預け金	△732百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>72,139百万円</u>																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																												
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="159 1131 582 1512"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>257</td> <td>—</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>179</td> <td>—</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>78</td> <td>—</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	257	—	257	減価償却累計額相当額	179	—	179	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	78	—	78	<p>1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 車両であります。 (イ)無形固定資産 該当ありません。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="590 1131 997 1512"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>49</td> <td>—</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>37</td> <td>—</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	49	—	49	減価償却累計額相当額	37	—	37	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	11	—	11	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1" data-bbox="1005 1131 1404 1512"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (百万円)</th> <th>無形固定資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>56</td> <td>—</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	56	—	56	減価償却累計額相当額	42	—	42	減損損失累計額相当額	—	—	—	期末残高相当額	14	—	14
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	257	—	257																																																											
減価償却累計額相当額	179	—	179																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
中間連結会計期間末残高相当額	78	—	78																																																											
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	49	—	49																																																											
減価償却累計額相当額	37	—	37																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
中間連結会計期間末残高相当額	11	—	11																																																											
	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																											
取得価額相当額	56	—	56																																																											
減価償却累計額相当額	42	—	42																																																											
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																											
期末残高相当額	14	—	14																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 42百万円 1年超 35百万円 合計 78百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 100百万円 ・支払リース料 250百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 100百万円 ・減価償却費相当額 250百万円 ・減損損失 100百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7百万円 1年超 4百万円 合計 11百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 100百万円 ・支払リース料 500百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 100百万円 ・減価償却費相当額 500百万円 ・減損損失 100百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7百万円 1年超 6百万円 合計 14百万円 <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の期末残高 100百万円 ・支払リース料 900百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 100百万円 ・減価償却費相当額 900百万円 ・減損損失 100百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 217百万円 1年超 3,293百万円 合計 3,510百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 529百万円 1年超 4,326百万円 合計 4,856百万円 	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 214百万円 1年超 3,196百万円 合計 3,411百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	76,807	76,807	—
(2) 買入金銭債権(*1)	1,133	1,133	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	21	21	—
(4) 金銭の信託	19,166	19,166	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	45,767	46,559	792
その他有価証券	1,108,690	1,108,690	—
(6) 貸出金	3,467,658		
貸倒引当金(*1)	△39,652		
	3,428,005	3,453,359	25,353
(7) 外国為替(*1)	6,879	6,885	5
資産計	4,686,470	4,712,623	26,152
(1) 預金	4,279,630	4,285,408	5,778
(2) 譲渡性預金	6,500	6,500	—
(3) コールマネー及び売渡手形	570	570	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	234,028	234,028	—
(5) 借入金	31,567	31,364	△203
(6) 外国為替	456	456	—
(7) 社債	33,300	33,019	△280
負債計	4,586,053	4,591,348	5,294
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	241	241	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(66)	(66)	—
デリバティブ取引計	174	174	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ7,471百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、並びに(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。なお、連結子会社の発行する社債のうち、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	6,353
② 組合出資金(*3)	1,464
③ その他	0
合計	7,818

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について195百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に預金及び貸出などの銀行業務を行う当行を中心に構成されており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しています。

また、政策投資目的の株式や、純投資目的の債券・投資信託等市場価格の変動リスクに晒されている金融資産を保有しています。

このため金利変動や市場価格の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、固定金利型の住宅ローン等一部の貸出金は、固定金利での貸出であるため、金利変動リスクに晒されています。

また、保有有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び政策目的で保有しているほか、一部は売買目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

資金調達の主たる手段は預金ですが、借入金、社債などの調達資金については、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

また、これらの金融負債は、金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び外貨資金の調達目的で行っている通貨スワップ取引等があります。

また、保有有価証券の価格変動リスク回避やトレーディングの一環として、債券や株式の先物取引等を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループは、フロント部門から独立したリスク管理部署を設置し、リスク管理についての基本方針を定めています。具体的には、リスク管理に関する体制及びリスク管理基本規定等諸規定を取締役会で定め、リスクカテゴリー毎の責任部署を明確にするとともに、それらを統括するリスク管理統括部署を明確にしています。

さらに、「オペレーショナル・リスク委員会」並びに「ALM委員会」を設置し、当行グループのリスクの状況や課題及び対応策を審議のうえ、それらの事項を取締役会等に付議・報告することで、経営レベルでの実効性のある経営の健全性を確保しています。

① 統合的リスク管理

当行グループは、当行のリスク管理基本規定及び統合的リスクに関する管理諸規定に従い、統合的リスク管理を行っています。

具体的には、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスクや銀行勘定の金利リスク等も含めて、信用リスク、市場リスク等のリスクカテゴリー毎の方法で評価したリスクを統合的に捉え、経営体力(自己資本)と対比することによって、統合的な管理を行っています。

② 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスク管理規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、与信ポートフォリオの分析・管理を行っています。また、個別案件の与信管理においては、審査、内部格付、資産自己査定等の体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店、審査部署、リスク管理部署により行われ、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握をモニタリングし、定期的を取締役会等へ、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署が監査をしています。

③ 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理

当行グループは、当行の市場リスク管理規定及び市場リスクに関する管理諸規定に従い、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの管理を行っています。具体的には、リスク管理部署においてバリュー・アット・リスク(V a R)を用いて市場リスク量を把握するとともに、継続的なモニタリングを通じて、取締役会等で決議したリスク限度額の遵守状況を監視しています。なお、これらの情報はリスク管理部署から、ALM委員会及び取締役会へ定期的に報告されています。

また、ALM委員会において、資産・負債構造並びに金利リスクの把握・確認を行うとともに、今後の対応等の協議を行っています。具体的には、ALM担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っています。

なお、外為取引や外債投資等為替リスクを伴う取引を行っていますが、為替持高をできるだけスクウェアに近い状態にすることで、為替リスクの縮小に努めています。

(ii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に従い取引を行っています。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の資金流動性リスク管理規定及び資金流動性リスクに関する管理諸規定に従い、資金調達に係る流動性リスクの管理を行っています。

具体的には、ALM担当部署や資金為替担当部署が、グループ全体の運用・調達状況を把握するとともに、資金調達手段の多様化や、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

また、リスク管理部署は、短期間に資金化可能な流動性準備資産額のモニタリングを通じて、流動性リスク顕現化時の対応力を把握し、ALM委員会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	72,871	72,871	—
(2) コールローン及び買入手形	10,000	10,000	—
(3) 買入金銭債権	1,173	1,173	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	6	6	—
(5) 金銭の信託	19,000	19,000	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,454	38,866	411
その他有価証券	783,787	783,787	—
(7) 貸出金	1,658,667		
貸倒引当金(*1)	△25,831		
	1,632,836	1,645,557	12,720
(8) 外国為替(*1)	2,750	2,751	1
資産計	2,560,880	2,574,014	13,134
(1) 預金	2,305,217	2,307,870	2,652
(2) 債券貸借取引受入担保金	204,670	204,670	—
(3) 借入金	20,087	20,258	171
(4) 外国為替	42	42	—
(5) 社債	23,000	22,257	△742
負債計	2,553,016	2,555,099	2,082
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(93)	(93)	—
デリバティブ取引計	(91)	(91)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,455百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,267
② 組合出資金(*3)	2,452
合計	7,720

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について104百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	40,645	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	10,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権	1,173	—	—	—	—	—
有価証券	100,317	170,612	248,929	37,272	102,299	39,262
満期保有目的の債券	400	17,800	20,400	—	—	—
うち社債	400	17,800	20,400	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	99,917	152,812	228,529	37,272	102,299	39,262
うち国債	90,000	10,012	80,000	20,000	45,000	21,000
地方債	6,272	23,694	32,704	965	830	—
社債	3,645	36,137	13,803	4,926	4,623	8,666
その他	—	82,967	102,021	11,381	51,846	9,595
貸出金(*1、2)	450,300	280,277	199,683	136,370	157,819	397,994
外国為替	2,751	—	—	—	—	—
合計	605,187	450,889	448,612	173,642	260,118	437,256

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない36,221百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち当座貸越については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	2,031,262	252,856	19,384	725	989	—
債券貸借取引受入担保金	204,670	—	—	—	—	—
借入金(*2)	4,987	1,421	178	—	1,500	—
社債(*3)	—	—	—	20,000	—	—
合計	2,240,919	254,277	19,562	20,725	2,489	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 借入金のうち、返済期限の定めのないもの12,000百万円は含めておりません。

(*3) 社債のうち、返済期限の定めのないもの3,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	32,034	31,990	△44
その他	—	—	—
合計	32,034	31,990	△44

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	47,585	48,429	844
債券	410,244	418,262	8,017
国債	304,857	311,760	6,903
地方債	60,870	61,454	583
社債	44,515	45,046	531
その他	314,790	304,194	△10,595
合計	772,619	770,886	△1,733

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式及び投資信託については、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(追加情報)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「有価証券」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,513百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(追加情報)

従来、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合としておりましたが、金融環境の変化等をふまえ、当中間連結会計期間から上記基準に変更しております。この変更により当中間連結会計期間の減損処理額は、従来の方法に比べて113百万円減少しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	4,338
非上場社債	2,177
投資事業組合出資金	3,105

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	45,383	46,184	800
	その他	—	—	—
	小計	45,383	46,184	800
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	383	375	△7
	その他	—	—	—
	小計	383	375	△7
合計		45,767	46,559	792

2 その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	22,751	20,148	2,603
	債券	609,558	592,614	16,944
	国債	377,522	364,339	13,183
	地方債	88,765	87,717	1,047
	短期社債	—	—	—
	社債	143,270	140,557	2,712
	その他	317,564	309,299	8,265
	小計	949,874	922,062	27,812
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	35,922	45,775	△9,853
	債券	10,596	10,613	△16
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,596	10,613	△16
	その他	112,297	130,031	△17,734
	小計	158,815	186,420	△27,604
合計		1,108,690	1,108,482	207

3 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,213百万円(うち、株式1,204百万円、社債8百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	32,323	32,758	435
	その他	—	—	—
	小計	32,323	32,758	435
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,131	6,108	△23
	その他	—	—	—
	小計	6,131	6,108	△23
合計		38,454	38,866	411

3 その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	26,310	21,684	4,626
	債券	240,220	233,404	6,816
	国債	126,016	120,473	5,543
	地方債	50,401	49,857	543
	短期社債	—	—	—
	社債	63,803	63,073	729
	その他	150,021	146,605	3,416
	小計	416,553	401,694	14,859
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	22,536	28,199	△5,663
	債券	166,349	166,526	△177
	国債	142,929	143,066	△137
	地方債	14,708	14,733	△24
	短期社債	—	—	—
	社債	8,711	8,726	△15
	その他	178,348	194,722	△16,373
	小計	367,234	389,448	△22,213
合計		783,787	791,142	△7,354

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	8,100	2,182	131
債券	553,971	3,405	38
国債	519,401	2,984	37
地方債	23,742	298	—
短期社債	—	—	—
社債	10,827	121	0
その他	471,412	4,374	313
合計	1,033,484	9,962	483

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、104百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(追加情報)

従来、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合としておりましたが、金融環境の変化等をふまえ、当連結会計年度から上記基準に変更しております。この変更により当連結会計年度の減損処理額は、従来の方法に比べて1,434百万円減少しております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託 (平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,000	10

2 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,733
その他有価証券	△1,733
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	6
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,740
(△)少数株主持分相当額	8
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,748

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	207
その他有価証券	207
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,674
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,466
(△)少数株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,490

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△7,354
その他有価証券	△7,354
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	32
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△7,387
(△)少数株主持分相当額	25
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△7,412

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	1,119	4	4
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	4	4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	2,525	△2	△2
	株式指数オプション	305	△262	△262
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△265	△265

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	110,976	81,224	186	186
	為替予約				
	売建	3,668	—	120	120
	買建	3,569	—	△78	△78
	通貨オプション				
	売建	18,071	12,696	△1,850	△470
	買建	18,071	12,696	1,840	687
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	218	446

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	2,007	—	22	22
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	22	22

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	(注) 2
	受取変動・支払固定	借入金	1,350	750	
	合計	—	—	—	—

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,854	—	△66
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	合計	—	—	—	△66

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	507	—	△6	△6
	買建	424	—	8	8
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	(注) 2
	受取変動・支払固定	借入金	1,800	1,050	
合計		—	—	—	—

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	6,245	—	△93
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△93

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(共通支配下の取引)

当行及び株式会社泉州銀行は、平成22年1月13日開催の両行の臨時株主総会における合併契約書の承認決議により、平成22年5月1日を合併期日として合併し、当行は商号を「株式会社池田泉州銀行」とし、株式会社泉州銀行の資産・負債及び権利・義務の一切を同行より引き継ぎました。

1 結合当事企業及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

株式会社池田銀行(普通銀行業務) 株式会社泉州銀行(普通銀行業務)

(2) 企業結合の法的形式

当行と株式会社泉州銀行は、対等の精神に基づき、当行を存続会社とし、株式会社泉州銀行を消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたしました。

(3) 結合後企業の名称

株式会社池田泉州銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と株式会社泉州銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的として経営統合を進め、平成21年10月1日、完全親会社である株式会社池田泉州ホールディングスを設立いたしました。

今般、当行と株式会社泉州銀行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

当行及び株式会社泉州銀行はいずれも株式会社池田泉州ホールディングスの完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	104百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	49百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>154百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	2,594
II 連結経常収益	33,198
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.81

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満であるため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれておりま

す。
(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	29,700	16,370	14,114	60,185

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	463.88	3,462.73	755.66
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	247.85	147.79	188.46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	240.90	—	186.89

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	67,883	179,304	85,149
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	55,873	56,075	58,257
(うち第一種優先株式払込金額)	30,000	30,000	30,000
(うち第一種優先株式配当額)	—	—	1,176
(うち第二種優先株式払込金額)	25,000	25,000	25,000
(うち第二種優先株式配当額)	—	—	1,278
(うち少数株主持分)	873	1,075	803
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	12,009	123,228	26,891
1株当たり純資産額の算定に用いられた中 間期末(期末)の普通株式の数(千株)	25,889	35,587	35,587

- 2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	6,416	5,259	7,373
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	2,454
うち定時株主総会決議による 第一種優先株式配当額	百万円	—	—	1,176
うち定時株主総会決議による 第二種優先株式配当額	百万円	—	—	1,278
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	6,416	5,259	4,919
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	25,889	35,587	26,102
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	47	—	47
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	15	—	15
うちその他 (税額相当額控除後)	百万円	31	—	31
普通株式増加数	千株	943	—	473
うち転換社債	千株	943	—	—
うち新株予約権	千株	—	—	473
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—	—

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)

(重要な株式移転)

当行と株式会社泉州銀行(頭取 吉田憲正)は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。

1. 企業結合の目的

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行います。当行、泉州銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

2. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社 池田銀行 普通銀行業務
株式会社 泉州銀行 普通銀行業務

3. 結合後企業の名称

株式会社 池田泉州ホールディングス

4. 株式移転比率及び交付株式数

(1) 株式の移転比率

- ① 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株を割当交付
- ② 泉州銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付
- ③ 当行の第一種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付
- ④ 当行の第二種優先株式1株に対して、共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付

なお、本件株式移転により、当行又は泉州銀行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式の数に1株に満たない端数には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(2) 共同持株会社が交付する株式数

普通株式：959,541,463株
第一種優先株式：111,000,000株
第二種優先株式：115,625,000株

5. 株式移転比率の算定方法

(1) 普通株式

両行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村証券株式会社に対し、また泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社及びアメリカン・アブレーザル・ジャパン株式会社に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

(2) 優先株式

両行は、当行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、当行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、当行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付いたしました。

6. 当該企業結合を持分の結合と判断した理由

企業結合により株式会社池田泉州ホールディングスに対して両行株主が有することになった、取得か持分の結合かを識別するための議決権比率は、当行55%、泉州銀行45%となっており、両結合当事企業の株主も他の企業を支配したとは認められず、企業結合後のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成すると判断いたしました。

7. 被結合企業から引継いだ資産、負債及び資本(純資産)の内訳

(平成21年9月30日現在)

当行

資産の部合計	2,630,935 百万円	負債の部合計	2,564,062 百万円
		株主資本	68,624 百万円
		評価・換算差額等	△1,751 百万円
		純資産の部合計	66,872 百万円

株式会社泉州銀行

資産の部合計	2,243,091 百万円	負債の部合計	2,161,407 百万円
		株主資本	85,776 百万円
		評価・換算差額等	△4,092 百万円
		純資産の部合計	81,684 百万円

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(多額の社債の発行)

当行は、平成22年11月25日開催の取締役会において、劣後特約付無担保社債を発行することを決議いたしました。

発行価額	各社債の金額100円につき金100円
発行総額	15,000百万円以内 ただし、この範囲内で複数回の発行を行うことができる
償還期限	5年超10年1カ月以内
償還方法	満期一括償還 ただし、発行日から5年目の利払日以降、金融庁の承認を得たうえで、各利払日において期限前償還できるものとする また、期限前に、金融庁の承認を得たうえで、買入消却できるものとする
利率	当初5年間は固定金利とし、5年スワップレート+1.50%以下 当初5年間で以降は変動金利とし、6カ月円Libor+3.00%以下
利息の支払方法	6カ月毎の後払い
発行時期	平成23年3月31日まで ただし、平成23年3月中に募集がなされた場合は発行時期に含まれる
資金使途	一般運転資金

前連結会計年度
(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

当行は、平成22年1月13日開催の臨時株主総会における合併契約書の承認決議により、平成22年5月1日を合併期日として株式会社泉州銀行と合併し、商号を「株式会社池田泉州銀行」とし、資産・負債及び権利・義務の一切を同行より引き継ぎました。

1. 結合当事企業及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容
株式会社池田銀行(普通銀行業務) 株式会社泉州銀行(普通銀行業務)

(2) 企業結合の法的形式
当行と株式会社泉州銀行は、対等の精神に基づき、当行を存続会社とし、株式会社泉州銀行を消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたしました。

(3) 結合後企業の名称
株式会社池田泉州銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要
当行と株式会社泉州銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的として経営統合を進め、平成21年10月1日、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。
今般、当行と株式会社泉州銀行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要
当行及び株式会社泉州銀行はいずれも株式会社池田泉州ホールディングスの完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(2) 【その他】

該当なし

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	53,750	75,673	72,737
コールローン	10,000	—	10,000
買入金銭債権	1,040	1,132	1,173
商品有価証券	19	21	6
金銭の信託	19,000	19,166	19,000
有価証券	※1, ※8, ※13 814,569	※1, ※8, ※13 1,166,448	※1, ※8, ※13 830,784
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,662,216	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,481,542	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 1,670,505
外国為替	※6 3,912	※6 6,885	※6 2,751
その他資産	※8 23,794	※8 35,126	※8 27,927
有形固定資産	※10 22,130	※10 35,916	※10 21,861
無形固定資産	3,121	4,331	3,116
繰延税金資産	21,543	34,688	21,875
支払承諾見返	13,966	26,470	17,465
貸倒引当金	△18,132	△30,225	△24,457
資産の部合計	2,630,935	4,857,178	2,674,747
負債の部			
預金	※8 2,316,549	※8 4,288,432	※8 2,314,245
譲渡性預金	—	26,130	—
コールマネー	—	※8 570	—
債券貸借取引受入担保金	※8 161,379	※8 234,028	※8 204,670
借入金	※11 13,867	※8, ※11 23,847	※11 13,793
外国為替	73	456	42
社債	※12 38,000	※12 33,000	※12 23,000
その他負債	19,152	37,742	16,233
未払法人税等	138	242	231
リース債務	23	1,183	35
資産除去債務	—	154	—
その他の負債	18,989	36,161	15,966
賞与引当金	—	1,756	—
退職給付引当金	383	6,191	377
役員退職慰労引当金	406	381	435
睡眠預金払戻損失引当金	40	336	51
統合関連損失引当金	—	416	—
偶発損失引当金	244	349	386
支払承諾	13,966	26,470	17,465
負債の部合計	2,564,062	4,680,110	2,590,701

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	39,630	50,710	50,710
資本剰余金	22,571	104,361	33,651
資本準備金	2	11,082	11,082
その他資本剰余金	22,568	93,278	22,568
利益剰余金	6,422	23,492	7,104
利益準備金	—	1,152	—
その他利益剰余金	6,422	22,339	7,104
繰越利益剰余金	6,422	22,339	7,104
自己株式	—	—	—
株主資本合計	68,624	178,564	91,466
その他有価証券評価差額金	△1,750	△1,493	△7,420
繰延ヘッジ損益	△0	△2	△0
評価・換算差額等合計	△1,751	△1,495	△7,421
純資産の部合計	66,872	177,068	84,045
負債及び純資産の部合計	2,630,935	4,857,178	2,674,747

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	29,797	50,200	58,722
資金運用収益	19,773	34,323	39,677
(うち貸出金利息)	14,410	26,913	28,021
(うち有価証券利息配当金)	5,310	7,356	11,577
役務取引等収益	3,873	6,350	8,021
その他業務収益	3,470	7,372	7,974
その他経常収益	2,679	2,154	3,048
経常費用	24,009	46,346	52,787
資金調達費用	4,462	6,226	8,337
(うち預金利息)	3,550	5,250	6,675
役務取引等費用	1,768	4,213	3,953
その他業務費用	473	237	1,551
営業経費	※1 12,781	※1 24,358	26,404
その他経常費用	※2 4,523	※2 11,311	※2 12,540
経常利益	5,787	3,854	5,935
特別利益	355	420	584
特別損失	26	143	30
税引前中間純利益	6,116	4,130	6,488
法人税、住民税及び事業税	22	37	45
法人税等調整額	△329	△116	△661
法人税等合計	△306	△79	△615
中間純利益	6,422	4,209	7,104

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	76,865	50,710	76,865
当中間期変動額			
減資	△37,234	—	△37,234
新株の発行	—	—	11,080
当中間期変動額合計	△37,234	—	△26,154
当中間期末残高	39,630	50,710	50,710
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	2	11,082	2
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	11,080
当中間期変動額合計	—	—	11,080
当中間期末残高	2	11,082	11,082
その他資本剰余金			
前期末残高	22,769	22,568	22,769
当中間期変動額			
減資	37,234	—	37,234
その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替	△37,234	—	△37,234
合併による増加	—	70,709	—
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式の消却	△200	—	△200
当中間期変動額合計	△200	70,709	△200
当中間期末残高	22,568	93,278	22,568
資本剰余金合計			
前期末残高	22,771	33,651	22,771
当中間期変動額			
減資	37,234	—	37,234
その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替	△37,234	—	△37,234
新株の発行	—	—	11,080
合併による増加	—	70,709	—
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式の消却	△200	—	△200
当中間期変動額合計	△200	70,709	10,879
当中間期末残高	22,571	104,361	33,651

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	1,152	—
当中間期変動額合計	—	1,152	—
当中間期末残高	—	1,152	—
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△37,234	7,104	△37,234
当中間期変動額			
その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替	37,234	—	37,234
合併による増加	—	17,941	—
剰余金の配当	—	△6,916	—
中間純利益	6,422	4,209	7,104
当中間期変動額合計	43,657	15,234	44,339
当中間期末残高	6,422	22,339	7,104
利益剰余金合計			
前期末残高	△37,234	7,104	△37,234
当中間期変動額			
その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替	37,234	—	37,234
合併による増加	—	17,941	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,422	4,209	7,104
当中間期変動額合計	43,657	16,387	44,339
当中間期末残高	6,422	23,492	7,104
自己株式			
前期末残高	△196	—	△196
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	200	—	200
当中間期変動額合計	196	—	196
当中間期末残高	—	—	—
株主資本合計			
前期末残高	62,205	91,466	62,205
当中間期変動額			
減資	—	—	—
その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替	—	—	—
新株の発行	—	—	22,160
合併による増加	—	88,651	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,422	4,209	7,104
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	6,418	87,097	29,261
当中間期末残高	68,624	178,564	91,466

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△5,637	△7,420	△5,637
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,886	5,927	△1,782
当中間期変動額合計	3,886	5,927	△1,782
当中間期末残高	△1,750	△1,493	△7,420
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	△1	△0
当中間期変動額合計	△0	△1	△0
当中間期末残高	△0	△2	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△5,638	△7,421	△5,638
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,886	5,925	△1,783
当中間期変動額合計	3,886	5,925	△1,783
当中間期末残高	△1,751	△1,495	△7,421
純資産合計			
前期末残高	56,567	84,045	56,567
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	22,160
合併による増加	—	88,651	—
剰余金の配当	—	△5,763	—
中間純利益	6,422	4,209	7,104
自己株式の取得	△4	—	△4
自己株式の処分	0	—	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,886	5,925	△1,783
当中間期変動額合計	10,305	93,022	27,477
当中間期末残高	66,872	177,068	84,045

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 商品有価証券の 評価基準及び 評価方法	商品有価証券の評価は、時 価法(売却原価は移動平均法 により算定)により行っており ます。	同左	同左
2 有価証券の評 価基準及び評価 方法	(1) 有価証券の評価は、満期 保有目的の債券については 移動平均法による償却原価 法(定額法)、子会社株式 及び関連会社株式につい ては移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち 時価のある株式及び投資信 託については中間決算日前 1カ月の市場価格等の平均 に基づく時価法(売却原価 は移動平均法により算定) 、それ以外については中 間決算日の市場価格等に 基づく時価法(売却原価は 移動平均法により算定)、 時価のないものについては 移動平均法による原価法又 は償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全部 純資産直入法により処理し ております。 (2) 有価証券運用を主目的と する単独運用の金銭の信託 において信託財産として運 用されている有価証券の評 価は、時価法により行っ ております。	(1) 有価証券の評価は、満期 保有目的の債券については 移動平均法による償却原価 法(定額法)、子会社株式 及び関連会社株式につい ては移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち 時価のある株式及び投資信 託については中間決算日前 1カ月の市場価格等の平均 に基づく時価法(売却原価 は移動平均法により算定) 、それ以外については中 間決算日の市場価格等に 基づく時価法(売却原価は 移動平均法により算定)、 時価を把握することが極め て困難と認められるもの については移動平均法によ る原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全部 純資産直入法により処理し ております。 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期 保有目的の債券については 移動平均法による償却原価 法(定額法)、子会社株式 及び関連会社株式につい ては移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち 時価のある株式及び投資信 託については決算日前1カ 月の市場価格等の平均に基 づく時価法(売却原価は移 動平均法により算定)、そ れ以外については決算日の 市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法に より算定)、時価を把握す ることが極めて困難と認め られるものについては移動 平均法による原価法により 行っております。 なお、その他有価証券の 評価差額については、全部 純資産直入法により処理し ております。 (2) 同左
3 デリバティブ 取引の評価基準 及び評価方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法により行っており ます。	同左	同左
4 固定資産の減 価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資 産を除く) 有形固定資産は、定額法 を採用し、年間減価償却費 見積額を期間により按分し 計上しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 6年～50年 その他 2年～15年 (2) 無形固定資産(リース資 産を除く) 無形固定資産は、定額法 により償却しております。 なお、自社利用のソフトウ ェアについては、行内にお ける利用可能期間(5年)に 基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資 産を除く) 有形固定資産は、定額法 を採用し、年間減価償却費 見積額を期間により按分し 計上しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 2年～20年 (2) 無形固定資産(リース資 産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資 産を除く) 有形固定資産は、定額法 を採用しております。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 6年～50年 その他 2年～15年 (2) 無形固定資産(リース資 産を除く) 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,736百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,188百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,840百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	—	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (追加情報) 当行は、従来、未払賞与相当額については、「その他負債」に含めて表示しておりましたが、合併を契機に賞与の計算方式を見直した結果、当中間会計期間より「賞与引当金」として計上しております。</p>	—
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(7,389百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。 (追加情報) 当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が13年を下回ったため、償却年数を12年に変更しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は33百万円減少し、中間純利益は19百万円減少しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,894百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (追加情報) 当行は、従来、会計基準変更時差異については、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異を含めて表示しておりましたが、合併を契機に、返上時における費用処理した額を控除して表示しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(7,389百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。 (追加情報) 当行は、退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が13年を下回ったため、償却年数を12年に変更しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は66百万円減少し、当期純利益は39百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当中間会計期間末支給見積額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当事業年度末支給見積額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。
	—	(6) 統合関連損失引当金 統合関連損失引当金は、システム統合に伴い将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	—
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	—	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、社債並びにその他有価証券評価差額はそれぞれ28百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3百万円増加し、当期純利益は2百万円増加しております。</p>
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は9百万円、税引前中間純利益は83百万円、中間純利益49百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は104百万円であります。</p>	—

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(金融資産の時価の算定)</p> <p>買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価とした場合に比べ、有価証券並びにその他有価証券評価差額金はそれぞれ3,513百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。</p> <p>なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 2,345百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,601百万円、延滞債権額は34,916百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は261百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,356百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 5,194百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,147百万円、延滞債権額は55,220百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,213百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 2,094百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,885百万円、延滞債権額は34,270百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は581百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,694百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,136百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,426百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、24,779百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 193,077百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,604百万円 債券貸借取引 受入担保金 161,379百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,883百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,155百万円、保証金は4,168百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、343,464百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,584百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,919百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、22,820百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 310,050百万円 貸出金 40,000百万円 その他資産 77百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,830百万円 債券貸借取引 受入担保金 234,028百万円 借入金 2,100百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,493百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,082百万円、保証金は5,495百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、567,239百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が565,623百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,430百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,610百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、23,620百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 218,978百万円 貸出金 60,000百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,009百万円 債券貸借取引 受入担保金 204,670百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券49,084百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は4,074百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、347,820百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 19,547百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付無担保社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,080百万円であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 36,581百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は31,894百万円であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 20,088百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,577百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 635百万円 無形固定資産 689百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,825百万円、貸出金償却714百万円及び株式関連派生商品費用921百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 824百万円 無形固定資産 641百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却5,256百万円、統合関連費用1,942百万円、貸倒引当金繰入額1,714百万円、株式等償却1,259百万円、株式等売却損474百万円及び偶発損失引当金繰入額85百万円を含んでおります。</p>	<p>——</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,078百万円、貸倒引当金繰入額8,188百万円、統合関連費用834百万円、株式関連派生商品費用612百万円、偶発損失引当金繰入額271百万円及び株式交付費用79百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	37	1	38	—	注1、2
合計	37	1	38	—	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少38千株及び単元未満株式の買増請求による処分0千株であります。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	37	1	38	—	注1、2
合計	37	1	38	—	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による取得であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、会社法第178条の規定に基づく自己株式消却による減少38千株及び単元未満株式の買増請求による処分0千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																														
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機器及び車両であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																														
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定 資産 (百万円)</th> <th>無形固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,752</td> <td>114</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,510</td> <td>83</td> <td>1,594</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>242</td> <td>31</td> <td>273</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>113百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>273百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,752	114	1,867	減価償却累計額相当額	1,510	83	1,594	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	242	31	273	1年内	113百万円	1年超	160百万円	合計	273百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定 資産 (百万円)</th> <th>無形固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,883</td> <td>334</td> <td>4,218</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,393</td> <td>223</td> <td>2,617</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>1,489</td> <td>110</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>695百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>904百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,600百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,883	334	4,218	減価償却累計額相当額	2,393	223	2,617	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	1,489	110	1,600	1年内	695百万円	1年超	904百万円	合計	1,600百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定 資産 (百万円)</th> <th>無形固定 資産 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,515</td> <td>110</td> <td>1,626</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,372</td> <td>87</td> <td>1,460</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>143</td> <td>22</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>165百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>		有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,515	110	1,626	減価償却累計額相当額	1,372	87	1,460	減損損失累計額相当額	—	—	—	期末残高相当額	143	22	165	1年内	71百万円	1年超	94百万円	合計	165百万円
	有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	1,752	114	1,867																																																																													
減価償却累計額相当額	1,510	83	1,594																																																																													
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																													
中間会計期間末残高相当額	242	31	273																																																																													
1年内	113百万円																																																																															
1年超	160百万円																																																																															
合計	273百万円																																																																															
	有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	3,883	334	4,218																																																																													
減価償却累計額相当額	2,393	223	2,617																																																																													
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																													
中間会計期間末残高相当額	1,489	110	1,600																																																																													
1年内	695百万円																																																																															
1年超	904百万円																																																																															
合計	1,600百万円																																																																															
	有形固定 資産 (百万円)	無形固定 資産 (百万円)	合計 (百万円)																																																																													
取得価額相当額	1,515	110	1,626																																																																													
減価償却累計額相当額	1,372	87	1,460																																																																													
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																													
期末残高相当額	143	22	165																																																																													
1年内	71百万円																																																																															
1年超	94百万円																																																																															
合計	165百万円																																																																															

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間会計期末残高 163百万円 ・支払リース料 163百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 163百万円 ・減価償却費相当額 163百万円 ・減損損失 163百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間会計期末残高 438百万円 ・支払リース料 438百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 438百万円 ・減価償却費相当額 438百万円 ・減損損失 438百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の期末残高 175百万円 ・支払リース料 175百万円 ・リース資産減損勘定の取崩額 175百万円 ・減価償却費相当額 175百万円 ・減損損失 175百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 217百万円 1年超 3,293百万円 合計 3,510百万円 	2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 529百万円 1年超 4,326百万円 合計 4,856百万円 	2 オペレーティング・リース取引 <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 214百万円 1年超 3,195百万円 合計 3,409百万円

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	4,566
関連会社株式	184
合計	4,750

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	2,075
関連会社株式	4
合計	2,079

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

中間連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	104百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	49百万円
当中間会計期間末残高	<u>154百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

中間連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

中間連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項なし

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及び
その添付書類並びに確認書
- | | | | |
|--------|---|------------|------------|
| 事業年度 | 自 | 平成21年4月1日 | 平成22年6月30日 |
| (第88期) | 至 | 平成22年3月31日 | 近畿財務局長に提出 |
- (2) 臨時報告書
- 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく
臨時報告書であります。
- 平成22年5月6日
近畿財務局長に提出
- 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく
臨時報告書であります。
- 平成22年5月6日
近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社泉州銀行は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

株式会社 池田泉州銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 森 寿 士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社泉州銀行は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月26日

株式会社 池田泉州銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 森 寿 士 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【会社名】	株式会社池田泉州銀行（旧会社名 株式会社池田銀行）
【英訳名】	The Senshu Ikeda Bank, Ltd. (旧英訳名 The Bank of Ikeda, Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役頭取兼CEO 服部盛隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

(注) 当行は、平成22年5月1日に株式会社泉州銀行と合併し(存続会社は当行)会社名を「株式会社池田泉州銀行」、英訳名を「The Senshu Ikeda Bank, Ltd.」に変更し、本店所在地を大阪府池田市城南2丁目1番11号から上記に移転しております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取兼CEO服部盛隆は、当行の第89期事業年度の中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

